

郷へ立歸り、或は申立のみにて他所へ罷越し、本郷へ歸邑せざるものもありしゆゑに、右やう算用場より布達せしものならん。

○長柄小者四郎兵衛傳話

微妙公夜話録に云ふ。御長柄の者四郎兵衛と申す者、盜賊に入りけるにより召捕へられ、籠舎命ぜられたり。四郎兵衛は、盜賊などする心だての者に無之と、御聞被成たり。近所の者其外相尋ね、吟味可仕旨被仰出に付、穿鑿有之處、近所其外知音の者共へ盜に入り、其身盜賊にまぎれ無之旨申聞。尙精誠穿鑿に及びける處、母一人罷在、養ひ候力もなく、朝夕の給へ繼ぎ方致しやうも無之、今ははや母を餓死いたさせ申すより外無之、迷惑仕り自害仕ると存じ、盜に入候よし申顯しけり。此の旨御聽に達しけるに、必ず仔細有るべしと思召、詮議方被仰付ける處、右之通申顯し、不便成る事也、母に壹人扶持取らせ候やう被仰出、扶持米被下、且其身も罪御ゆるし被成、元の如く御奉公仕けり。前代未聞の儀と其頃人々申しならし候由。とあり。按ずるに、右長柄小人四郎兵衛と三壺記に載せたり。御小

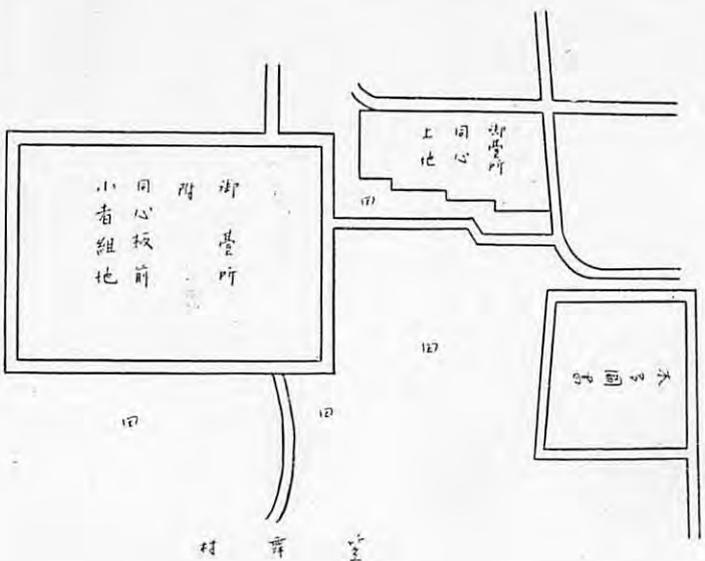
人次郎兵衛と兩人、並に盜賊の名を得しかど、善惡甚だ異なり。次郎兵衛が傳は御小人町の條に載す。

○臺所町

世人或は御臺所町とも呼べり。此の地は舊藩中は臺所同心とて、臺所附輕卒の組地にて、變異記に、享保七年三月十一日夜臺所町同心家二軒焼失。また同十九年三月五日才川之上新町元木呂場と云ふ處の小家より出火、上下臺所町不殘焼失。とあり。此の地は元笠舞村の耕田なりしを、藩の用地と成し、同心板前の組地と成りたりといへり。按ずるに、組地と成りたる年曆いまだ詳かならず。延寶の金澤圖に、此の組地を記載せず。同圖附紙に、左の圖を載せたり。是にて見れば、同心組地は初め石浦新町の方にありしかど、後笠舞村の方へ移轉せしと聞ゆ。延寶より遙か後に組地と成りたる事、此の圖にていちじるし。按ずるに、組地と成るは元祿の頃か。追考すべし。

○臺所附板前

菅君雜錄に云ふ。元祿十四年六月四日御臺所御料理人七人、扶持之者五人、三十俵宛に被仰付。且又唯今迄板前之



者定番足輕に被仰付、百六拾目に而動來候小人板前を相動め、名目板本と改め、脇指計帶之と。按ずるに、板前は組板前の略稱なり。料理人の下役に、魚類の鱗を取るなどの下料理をするを動向とす。故に板前と呼べり。料理人は庖丁者也。徒然草に、園の別當入道はさうなき庖丁者なり。或人のもとにて、いみじき鯉を出しけるを料理しけるよし載せたり。慶長十年の利長卿越中富山養老附士帳に、御臺所衆、八十石庖丁人所然三拾石庖丁人中村市助など見たり。

○庖丁人傳話

高德公夜話録に云ふ。慶長四年二月廿九日徳川内府と御中直り、大坂を御立ち、橋本に御泊被成、晦日に船にて内府へ御越候。内府、大納言様を殊の外しつられ、大納言様御臺所衆壹人御料理所へ入候へと御意にて罷越す。是は毒の御氣遣と思召之事。御斟酌候へ共是非と御申候故、こひ塚といふ料理人被遣候。勝手にて殊之外御馳走にあひ候よし戀塚罷歸咄申す。とあり。按ずるに、慶長十年の利長卿富山養老士帳に、歩衆五拾石戀塚作太夫と見たり。此の